



平成 29 年 11 月 21 日

各 位

会社名 株式会社サンワカンパニー  
代表者名 代表取締役社長 山根 太郎  
(コード番号：3187 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役副社長 津崎 宏一  
電話番号 06-6359-6721

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 21 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 12 月 27 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社取締役及び監査役の企業価値の向上への意識を高めるため、機動的な報酬制度を構築すべく、現行定款第 26 条（取締役の報酬等）及び同第 35 条（監査役の報酬等）を削除し、今後はその決定を株主総会における承認に委ねるものであります。
- (2) 上記に伴い、条数の繰り上げ及び現行定款の表現の整備を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬等) 第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、1カ年につき金2億円を上限とする。</u>	(削 除)
第27条～第34条 (条文省略) (監査役の報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は1カ年につき金1億円を上限とする。</u>	第26条～第33条 (現行どおり) (削 除)
第36条～第38条 (条文省略) 第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	第34条～第36条 (現行どおり) 第37条 <u>会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第40条～第43条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)

#### 3. 日程

取締役会決議 平成 29 年 11 月 21 日  
株主総会開催日 平成 29 年 12 月 27 日  
定款変更の効力発生日 平成 29 年 12 月 27 日

以 上